

# 多治見西ロータリー・クラブ細則

## 第1条 理事および役員の選挙

### 第1節

1) 役員を選挙する会合の1か月前の例会において、議長は会員に対して(次年度)会長、副会長、幹事、会場監督、会計および6名以内の理事を指名することを求めなければならない。

クラブは役員および理事を選任するために指名委員会を設置することができる。

役員および理事の選出は指名委員会による方法または出席した全会員により決定された方法のいずれか、によって行うことができる。

2) クラブは、次年度の役員、理事の選出に関し指名委員会の方法によるか直接会員の選挙によるか、ならびに選出する理事の員数について、当該年度の10月の第一例会において、諮らなければならない。

クラブが指名委員会による指名を採用する場合には、別に定める指名委員会規則にしたがって行なわなければならない。

この場合、クラブは年次総会において指名された役員及び理事が適正に指名されたことを報告しなければならない。

役員及び理事を選挙によって選ぶ場合には、各役職ごとに、理事にあっては選出する理事の員数を複数連記して投票に付し、出席会員の過半数を獲得した者を当選とする。

選出された会長（ノミニー）は、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、その翌年の7月1日に会長に就任する。

### 第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

### 第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は理事会の決定によって補填する。

### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの次期理事会メンバーの決定によって補填される。

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は理事会とし、理事会は第1条によって選挙された会長、副会長、会長エレクト、幹事、会場監督、会計および直前会長ならびに選出された理事により構成する。

## 第3条 役員の任務

### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### 第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって副会長の任務とす

る。

#### 第4節 幹事

- 1) 幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告書、クラブ例会の出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。
- 2) 本クラブは幹事を補佐するために次期役員会の推薦により副幹事1名を置くことができる。副幹事は理事会にオブザーバーとして出席することができる。

#### 第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

#### 第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付隨する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

### 第4条 会合

#### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

#### 第2節

本クラブの毎週の例会は、会長又は理事2名以上の提案により月2回以上として木曜日12時30分に開催するものとする。ただし、移動例会、他クラブとの合同例会を行う場合は、日時を変更することができる。理事会は、当年度の例会日を決めるにあたり、予め、会員の意見を聞かなければならぬ。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通知されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または本ロータリー・クラブ定款第10条第5節(b)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいてその例会に充当された時間の少なくとも60%出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第10条第1節(d)(2)ないし(7)の別段の規定によるものでなければならない。

#### 第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。クラブの決議は細則第14条の場合を除き、過半数により成立する。

#### 第4節

定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

## 第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

# 第5条 入会金および会費

## 第1節 入会金

入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

但し、現会員または元会員（退会後5年以内に限る。）（以下「現会員等」という。）の同一事業所に所属する入会希望者から入会の申込があり、現会員等からの推薦および理事会承認を経た者（以下「同一事業所会員」という。）については、入会金を徴収しない。

## 第2節 会費

会費は年額240,000円とし、毎年7月の理事会が指定する期日までに、年額の半分を納入し、残りの半額も同様とする。中途入会の新入会員の入会年度の会費は、入会月（入会日が入会月の第2例会以降である場合は入会月の翌月）から年度末までの月割り計算とする。前節の現会員の同一事業所会員の年会費は1/2とする。

# 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

# 第7条 委員会

## 第1節

(a) 会長は理事会の承認のもとに次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

上記のほか、クラブはロータリー財団および米山記念奨学委員会の各委員会を設ける。

奉仕プロジェクトは常任委員会のもとに、必要に応じてプロジェクトチームを編成して行う。

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ

実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヶ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を可能な限り設置するものとする。

出席委員会

クラブ会報委員会

親睦活動委員会

雑誌委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヶ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

人間尊重委員会

地域発展委員会

環境保全委員会

協同奉仕委員会

青少年委員会

## 第8条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを

実施するものとする。クラブ奉仕委員会、委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席委員会： この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) 職業分類委員会： この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもつてある職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) クラブ会報委員会： この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) 親睦活動委員会： この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (e) 雑誌委員会： この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し：雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し：新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し：ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し：図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい：ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り：その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外に人々に役立てるものとする。
- (f) 会員選考委員会： この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (g) 会員増強委員会： この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) プログラム委員会： この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会： この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) ロータリー情報委員会： この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員にR I の管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。(5)継続した計画を立案し連続性を促進しながら将来のリーダーを育成するという基本的な考えであるCLPを実施する。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行

し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) 人間尊重委員会： この委員会は、援助を必要とする人に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。
- (b) 地域発展委員会： この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
- (c) 環境保全委員会： この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。
- (d) 協同奉仕委員会： この委員会は、地域内ロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

### 第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### 第5節 青少年奉仕委員会

指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

### 第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリークラブ定款第7条第2節(b)項の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には算入されない。)

## 第10条 財務

### 第1節

会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の捺印する普通預金をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計については、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

#### 第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

#### 第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によっての別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

### 第11条 会員選挙の方法

#### 第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

#### 第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

#### 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

#### 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名とともに、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

#### 第5節

被推薦者の氏名の発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員にえらばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は理事会は、次の理事会会合において、この件について投票を行ふものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### 第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提

供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

## 第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事スピーチその他のプログラム

閉会

## 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に書面により通知されなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。